

別紙 3 - 1 税関様式 C 第 5060 号
 Customs form C No.5060
 Date. 年 月 日
 課税通知番号 Notice No.

[illegible]

☐ ☐ 税関
☐ ☐ 外郵出張所長
 Director of ☐ ☐
 Branch
 Customs Office for
 Overseas Mail,
☐ ☐ Customs.
 (住所)
 TEL (電話番号)

() 品 名 Classification of Goods 統計品目番号 (税表番号)				
税 目 Duty/Tax	課 税 標 準 Basis for Duty Assessment		税 率 Rate of Duty	税 額 (円) Duty/Tax (¥)
	正味数量 Net Quantities	価格 (円) Value (¥)		
関 税 Customs Duty				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
() 品 名 Classification of Goods 統計品目番号 (税表番号)				
税 目 Duty/Tax	課 税 標 準 Basis for Duty Assessment		税 率 Rate of Duty	税 額 (円) Duty/Tax (¥)
	正味数量 Net Quantities	価格 (円) Value (¥)		
関 税 Customs Duty				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
				減免税額 (※)
				減免税額 (※)

[illegible]

税額合計 Duty&Tax Total

上記の税額を納付してください。
(※) Amount of Exemption/Reduction

--

上記の関税および国内消費税が課されることとなりましたので、裏面をお読みのうえ配達を担当する日本郵便株式会社郵便局（以下「配達郵便局」といいます。）に納税を委託するか、又は日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。）」で納税してください。なお、減税又は免税になる場合がありますので裏面をお読みのうえ、納税する前に上記税関にお問い合わせ下さい。また、関税等のほか、日本郵便株式会社から郵便物の通関に伴う手数料（注）が請求されます。（注）郵便物の通関に伴う取扱手数料については、配達郵便局にお問い合わせください。

Customs duty and internal tax have been assessed as stated above. Please read the instructions on the reverse side and pay the relevant duties and taxes to the Japan Post Co., Ltd.'s delivery post office, the Bank of Japan, or one of its branches, treasury agents or revenue agents (including the Post Office acting as revenue agents for the Bank of Japan). In the case that you wish to apply for exemption from, or reduction of duties and taxes, as explained on the reverse side, please inform the Customs Office to that effect before paying the relevant duties and taxes. In addition to the duties and taxes, you are requested to pay the handling charges for dutiable items by the Japan Post Co., Ltd.

別送品申告をされた方へ

この郵便物について、入国時に海外旅行等に係る別送品申告をされた方は、免税になる場合がありますので、納税しないで課税通知書、別送品申告書（入国の際税関の確認を受けた別送品申告書）を表記税関に提出（又は郵送）してください。

この課税通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2ヶ月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。この場合、その旨をこの課税通知書を交付した配達郵便局にも通知してください。配達郵便局における郵便物の保管期間は、原則として1ヶ月以内となっておりますので、1ヶ月経過後、異議申立てをする場合には、その期間内に当該配達郵便局に通知してください。

If you disagree with this notice, you can file a protest to the Director General of Customs within two months from the day following the date of acknowledgement on this notice. In that case, please inform the Delivery Post Office where you received this notice over the counter, too. However, in principle, all unclaimed postal items are held at the Delivery Post Office for the period of one month.

郵便局記載欄 配達郵便局 Delivery Post Office	配達郵便局日付印 Date stamp
---	------------------------

この郵便物をお受け取りになるには

1. あなた宛に表記の国際郵便物が到着しました。審査の結果、表記の関税及び内国消費税が課されることとなりましたので、納税のうえ郵便物と領収証書をお受け取りください。なお、配達郵便局（郵便物の配達担当者）に納税を委託することもできます。委託した場合、日本郵便株式会社が、関税法等の規定に基づき、委託された関税及び内国消費税を日本銀行に納付します。
2. 上記の手続は、この通知書の配達郵便局日付印の日の翌日から起算して1ヶ月以内に済ませてください。この期間内に手続が行われないと原則として郵便物は差出人に返送されます。
3. 受け取った郵便物について内容品の破損等の事故を発見した場合は、直ちに配達郵便局に申し出てください。この場合、税金が還付されることもありますので、併せて表記税関まで申し出てください。

この税金について疑問のある方、減税又は免税を受けたい方、関税について一般税率の適用を受けたい方は納税しないで表記の税関までその旨を申し出てください。

1. 減税又は免税の対象となる物品は、関税定率法等に規定されていますが、主なものは次の物品です。ただし、これには輸入者の資格、輸入の目的等法令の定めによるいろいろな条件が必要です。単に日用品、中古品、見本又は贈物というだけでは免税の対象となりません。
 - (1) 個人的使用に供される別送品（表記「別送品申告をされた方へ」の手続を行ってください。）
 - (2) 再輸入品（輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出してください。）
 - (3) 学校等の施設において使用する学術研究用品、教育用品
 - (4) 外交官用品
 - (5) 再輸出される物品
2. 簡易税率を適用して課税された物品（別送品を除く。）について、簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、その全部について、一般の貿易貨物と同様の税率（一般税率）が適用されます。
3. 詳しくは表記の税関にご照会ください。

通信販売等により購入した品物を返送等する前に（関税の払戻しについて）

輸入した通信販売物品等の品質等が、予期しなかったものである等の理由により返送等する場合には、返送等する前に所定の手続を行うことにより関税等の払戻しを受けられることがありますので、表記の税関にご相談ください。
なお、この手続は、輸入した日から原則6か月以内に行う必要があります。

Procedure to Receive Held Item(s) :

1. This is to notify you that we are holding the following item(s) addressed to you. Customs duty and internal taxes have been assessed, as stated on the front page of this form. In order to receive the held item(s) in question, you must pay the total amount of duties and taxes in cash to the Japan Post Co., Ltd. A receipt will be provided upon payment.
2. The above procedure must be carried out within one month, starting from the day after the date stamped on this form by the Delivery Post Office. After one month, the item(s) will be returned to the sender.
3. If you find the contents of the item(s) prove to be damaged or missing, please inform the Delivery Post Office immediately. Failure to inform the Delivery Post Office immediately may limit your entitlement to compensation. Under some conditions, you may receive a refund of duties and taxes. If you wish to apply for this refund, please contact the Customs Office.

If you have any questions concerning this assessment, wish to apply for an exemption from, or reduction of, duties and taxes, or prefer customs duty assessment in accordance with generally applicable duty rates, please inform the Customs Office before paying the duties and taxes.

1. The articles generally eligible for exemption from, or reduction of, import duties and taxes, as prescribed in the Customs Tariff Law and related ordinances, are:
 - (1) Unaccompanied goods intended for personal use. (A “Declaration of Unaccompanied Goods and Personal Effects” form, duly certified by Customs at the port of entry, must be submitted to the Customs Office indicated on the front of this form.)
 - (2) Re-imported goods (Please submit an export permit or customs certificate in lieu thereof.)
 - (3) Articles to be used in scientific research or for educational purposes
 - (4) Articles to be used in diplomatic services
 - (5) Articles to be re-exportedSuch exemption or reduction will, however, be granted only when the required conditions (e.g. status of the importer, purpose of the importation, etc.) are fully satisfied. Classification of the item(s) as “articles for everyday use”, “gifts”, or “used articles” alone will not necessarily entitle the items to exemption from, or reduction of duties and/or taxes.
2. With regard to postal item(s) assessed in accordance with simplified Customs duty rates for small-value importation, upon notifying the Customs Office indicated on the front of this form, you may request to have the item(s) assessed in accordance with generally applicable Customs duty rates.
3. For further information, please contact the Customs Office indicated on the front of this form.

Before returning/disposing of merchandise purchased by mail order: (Tax refund)

If you are not satisfied with mail-order merchandise, etc. and plan to return or dispose of that merchandise, you may request a refund of the duties and taxes by following the required Customs procedures before returning/disposing of the merchandise. Please contact the Customs Office indicated on the front of this form. This procedure must be carried out within six months from the date of import.

税関様式 C 第5080号

郵便はがき

○郵出 号

輸出郵便物の通関手続について

通信事務郵便
簡易書留

品 名		
個 数		
価 格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

殿

平成 年 月 日

〇〇税関〇〇外郵出張所
(出張所所在地)
(電話番号)

日本郵便株式会社〇〇郵便局

○郵出 号

輸出郵便物の通関手続について (控)

品 名		
個 数		
価 格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

殿

平成 年 月 日

あなたが外国あてに差し出された表記の郵便物については、税関手続きが必要です。手続きには下記の書類が必要ですので、この通知書とともに郵送して下さい（持参されても結構です。）。

手続きに必要な書類

- ☐ 仕入書（輸出インボイス）
- ☐ 輸出貿易管理令に基づく許可・承認証
- ☐ その他（ ）

税関に提出した書類の返送を求める場合は、住所を書いて切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

（郵送先）

--	--	--	--	--	--	--

（出張所所在地）

日本郵便株式会社〇〇郵便局〇階
〇〇税関〇〇外郵出張所 行

- （注） 1. 不明の点がございましたら当税関（電話 ）までご連絡下さい。
2. すでに税関に必要書類を提出済の場合は、はがきの表左上方の「郵出 番号」をお知らせ下さい。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1月以内に税関手続きを行わない場合には、この郵便物はあなたに返送されますから、あらかじめご承知下さい。

通信事務郵便

郵便はがき

簡易書留

通知番号
Notice No.

--	--	--

--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日				名宛人	
差出人 の氏名				殿 住 所	
国 名		個数			
郵便物 の番号				○ ○ 税 関 ○ ○ 外 郵 出 張 所 (出張所所在地) (電話番号) 日 本 郵 便 株 式 会 社 ○ ○ 郵 便 局	
品 名					
通 貨					
価 格					
郵便物 の種類					

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続を行ってください。
 税関への回答は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用してください。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。
 不明な点があれば、上記税関に問い合わせして下さい。受付時間は、（各出張所の実情による）です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キ リ ト リ 線

通知番号

連 絡 事 項

--

保留カード

通知番号

差出人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名宛人	
保留開始	
出庫	
備考	

▼ ご注意 ▼

1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、(各出張所の実情による)です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で日本郵便株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、日本郵便株式会社配達郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので日本郵便株式会社配達郵便局からの案内の際に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には日本郵便株式会社配達郵便局での保管となりますので、同郵便局からの案内により同郵便局に納税を委託するか、又は日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。))にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取り下さい。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

切手を貼って
下さい。

郵便はがき

--	--	--

--	--	--	--

(出張所所在地)

日本郵便株式会社〇〇郵便局〇階

〇〇税関〇〇外郵出張所 行

--	--	--

--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

受取人記載欄

輸 入 郵 便 物 検 査 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

〔 名宛研究機関の住所
同機関の長 〕 殿

〇〇税関〇〇外郵出張所長
日本郵便株式会社〇〇郵便局

本日貴研究機関あてに伝染性物質を包有する下記の国際郵便物が到着しましたが、これを検査するために必要ですから、担当職員を当所へ出頭させて下さい。

なお、この通知書を発送した日から 1 箇月以内に出頭されない場合は、差出人あて返送しますから御承知おき下さい。

記

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個
差出人の住所及び氏名

（注意）事務の都合上、日曜日及び休日以外の日の午前 9 時から午後 4 時（ただし、土曜日は正午まで）の間に出頭して下さい。

なお、出頭される場合には必ず本書を持参願います。

保管番号 担当（税関職員）

（規格 A 4）

輸 入 郵 便 物 保 税 扱 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

名宛研究機関の住所 同機関の長

 殿

〇〇税関〇〇外郵便出張所長

日本郵便株式会社〇〇郵便局長

貴研究機関あてに伝染性物質を包有する次の国際郵便物が到着しましたが、この郵便物を受け取るためには、最寄りの税関の下記の許可及び承認を受ける必要がありますから、至急その手続を行ったうえ、許可書及び承認書を、当該郵便物を保管している日本郵便株式会社配達郵便局に提出して郵便物をお受け取り下さい。

配達郵便局 日 付 印

なお、この通知書の配達郵便局の日付印の日付から 1 月以内に手続をされない場合は、差出人あて返送しますから御承知おき下さい。

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個
差出人の住所及び氏名 _____

記

1. 貴研究機関又はその他の場所に当該郵便物を置くことについて（関税法第 30 条第 1 項ただし書第 2 号の規定による）他所蔵置の許可
2. 日本郵便株式会社配達郵便局から貴研究機関又はその他の場所まで当該貨物を運送することについて、（関税法第 63 条第 1 項の規定による）保税運送の承認

配達郵便局 日 付 印

(規格 A 4)

取 戻 請 求 等 通 知 書

平成 年 月 日

殿

日本郵便株式会社

〇〇郵便局長 〇〇 〇〇

下記の郵便物については、差出人から（取戻・宛名変更）請求があったため、関税法第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

郵便物番号	
個数	
輸出・入許可年月日	
輸出・入申告番号	
輸出・入の許可を受けた者の氏名及び住所	
郵便物が蔵置されている保税地域の名称及び所在地	
搬入年月日	

（注）この書面は、1 通を保税地域を所轄する税関に提出して下さい。

（規格 A 4）

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長

印

関税法第 7 6 条により提示を受けた下記 1 から 4 に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（船便、航空） 小包（船便、航空）、 特殊、 EMS	
3. 差出人	(住所) (氏名)	
4. 名宛人	(住所) (氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格 A 4)

認定手続開始通知書（差出人用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 3 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 名宛人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

（注） 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）〔注：裏面参照〕

2. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 6 9 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 1 0 執務日（延長があった場合は 2 0 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 1 0 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
 - (注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（権利者用）

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 （開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 3 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

1. 疑義貨物	記 品 名		数 量
2. 輸出者の氏名又は 名称及び住所			
3. 仕向人(名宛人)の氏名 又は名称及び住所			
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日		

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長

印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第 69 条の 2 第 3 号・第 4 号物品（輸出してはならない貨物）に「該当する・該当しない」と認定したので通報します。

おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品 名	数 量	内 容
備考		
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印

通 関 解 放 金 供 託 命 令 書

平成 年 月 日
 供託命令通知 第 号
 (供 託 命 令 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第 69 条の 10 第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 11 項の規定による認定手続の取りやめを行いません。

記

開始通知書番号	
供 託 場 所	
供 託 額	
供 託 期 限	平成 年 月 日

- (注) 1. 通関解放金供託命令は、輸出差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸出されることより、申立人が被る損害を担保するために行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第 69 条の 10 第 6 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

知的財産侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
認定依頼 第 号
(認定依頼書番号)〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)発見部門の長 (官職)
(氏名)

印

下記の物品は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当すると思料されるので、
該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告 (税関提示) 年月日	平成 年 月 日	
輸入申告 (郵便物) 番号		
発 見 年 月 日	平成 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名宛人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発 見 部 門 の 所 見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格 A 4)

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵便出張所長 印

関税法第 7 6 条により提示を受けた下記 1 から 4 に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（航空、S A L、船便）、小包（航空、S A L、船便）、 特殊（書留、保険付）、EMS	
3. 名宛人 (住所) (氏名)		
4. 差出人 (住所) (氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格 A 4)

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面 2. 参照）。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 申立人の氏名又は 名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			

- （注）1. 上記期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合には、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）〔注：裏面参照〕
3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記の点検することができる期限にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（名宛人用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

（注） 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]

2. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面 2. 参照）。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 上記期限までに輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記の点検することのできる期限にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 - (注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認 定 通 知 書 （ 名 宛 人 用 ）

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・10 号に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記 (2) ①から③の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。
- ③ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に ○○税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（注）(2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に限りです。

- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、異議申立てについての決定又は審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは異議申立て若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長

印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・10 号物品（輸入してはならない貨物）に「該当する・該当しない」と認定したので通報します。

おって、貴局における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送) 処理されました。	日付印